

決 定

本籍 (略)

住居 徳島刑務所在監中

申立人 星 野 文 昭

昭和 21 年 4 月 27 日生

上記のものに対する殺人、現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件について、平成 12 年 2 月 22 日東京高等裁判所がした再審請求棄却決定に対し、申立人から異議の申立てがあったので、当裁判所次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

第1 本件異議申立ての趣旨及び理由は、主任弁護士鈴木達夫、弁護士荒木昭彦、同松田豊治、同安田英二郎、同和久田修共同作成名義の異議申立書 (各補充書を含む。) 記載のとおりであるから、これを引用する。

第2 確定判決の認定した殺人事件の罪となるべき事実の要旨

本件殺人事件は、申立人が、昭和 46 年 11 月 14 日、国鉄中野駅に火炎びんや鉄パイプ等を持って集合した総勢 150 名位の学生及び労働者の集団を指揮して、同駅、小田急線代々木八幡駅を經由した後同駅から警視庁渋谷警察署神山派出所前を経て東急本店前に至る移動過程において敢行されたものであるが、確定判決の認定した罪となるべき事実を要約すると、申立人は、同日午後 3 時 20 数分すぎころ、東京都渋谷区神山町 1 1 番 10 号近藤忠治方前路上において、前記集団に属する多数の学生、労働者の攻撃を受けて後退中の巡查中村恒雄 (当時 21 歳) を発見するや、鉄パイプ等を持った奥深山幸男、OS、AY、KR 及び AR らを含む数名と共に同巡查を捕捉して順次取り囲み、申立人の「やれ」との号令や OS の「殺せ、殺せ」の怒号に呼応して、即時同所において、これらの者と共同して同巡查が死に至るかもしれないことを知りながら意思相通じて、棒立ちのまま無抵抗の同巡查に対し、所携の鉄パイプ、竹竿等で同巡查の頭部、肩部、腹部を多数回にわたって乱打し、それにより路上に同巡查が倒れるや、同巡查を殺害しようと決意し、申立人の火炎びん投てきの指示のもとに、これらの者及び同巡查をその後順次取り囲むに至った前記集団の者ら数名とその意思を相通じた上、AY、AR らを含む数名の者が、同巡查めがけて火炎びん数本を投げ付け、これを発火炎上させて同巡查に火傷を負わせ、翌 15 日この火傷により同巡查を死亡させて殺害したというものである。

第3 再審請求の理由の概要等

1 再審請求の理由の概要は次のとおりである。

確定判決の証拠構造の中心軸は、目撃者とされる OT の供述、とりわけ昭和 47 年 2 月 14 日付け捜査報告書 (前記の 2 月 13 日実施の引き当たり報告書) (以下「本件引き当たり報告書」という。) に記載されている同人の指示・説明 (以下「OT 引当供述」という。) 及びそれを基本にした同人、同月 14 日付け司法警察員調書 (以下、検察官調書、司法警察員調書を、検面、員面ともいう。また、年表示のない月日は昭和 47 年のものを示し、月日は 2 . 14 の例による。) であり、これらが、中村巡查に対する殴打の実行行為者を特定する OT 以外の 5 人 (共犯者の KR、AY、AR 及び目撃者の IT、SB)

の捜査段階の供述調書を形成する要となった。すなわち、それまでに、AY、IT、KRの供述により、実行行為者として、AY、申立人、奥深山の名が出ていたが、OT引当供述でこれら3名に加え、KR、中隊長(後にOSと特定)ARが特定され、その後逮捕されたAR、SBはもとより、AY、IT、KRもそれ以前の供述と脈絡なしにOTが特定した6名の名を挙げるに至っていることに照らせば、OT引当供述が上記5人の供述に伝播踏襲されたものであると認められる。そうすると、結局、確定判決はOT引当供述の一本柱によって支えられているというべきである。

したがって、問題はOT引当供述の真偽であるところ、旧証拠(第1審、控訴審での取り調べ済みの証拠)の評価のみにおいても、OT引当供述を始めとする同人の一連の捜査段階の供述(以下「OT供述」という。)の信用性には重大な疑問が生じている。そして、旧証拠に、再審請求書(以下「原審」という。)に提出した下記新規証拠(以下「新証拠」という。)を加えてOT供述の信用性を吟味すると、同人は、デモ隊員が中村巡査をを捕捉し殴打を開始してから後の事象である申立人が「銃を奪え」と叫んだ時点より後に本件犯行現場に到着し、かつ本件デモ隊員の各供述者のうち最も遅れて現場を離脱したことになり、このように設定された「絶対枠」からみた時、OT供述の主要部分は、OTが目撃し得ない事実等をもって構成されている虚偽供述であることが明らかとなるのであって、その信用性は全面的に崩壊する。しかも、同人以外の供述者5名は、第1審や控訴審の公判で、捜査段階における共犯者に関する供述が虚偽であったとしてこれを撤回していて、これら5名の供述調書の信用性にも重大な疑問が生じている。

結局、申立人が関与したとする確定判決を支える証拠は崩壊し、申立人と本件とを結びつける証拠はない。申立人は、本件時、現場にいたのではなくその近くの東急本店寄りの交差点の十字路にいたもので、中村巡査を殴打していないし、火炎びん投てきも指示していない。

2 新証拠として

申立人作成の1995年(平成7年。以下原決定同様元号で表記する。)11月27日付け陳述書

司法警察員作成の昭和47年2月14日付け「被疑者OTの引き当たり捜査報告書」(本件引き当たり報告書)

- 1 現場住宅地図

- 2 司法警察員作成の昭和46年11月22日付け現場見取り図(第3図)

弁護人と久田修作成の平成7年7月20日付け報告書

IT作成の同年2月3日付け供述書

司法警察員作成の昭和48年11月18日付け検証調書

弁護人鈴木達夫作成の平成6年9月22日付け報告書

AY作成の平成9年9月26日付け供述書

を原審に提出し(謄本を含む。)

司法警察員作成の昭和47年2月17日付け実況見分調書

渡辺富則の昭和46年11月23日付け検察官に対する供述調書

弁護人安田英二郎作成の平成12年12月20日付け実験結果報告書

弁護人と久田修作成の平成15年12月22日付け報告書

同弁護人作成の同月10日付け調査報告書

KR作成の平成13年6月17日付け陳述書

星野暁子作成の同年12月20日付け面会報告書

司法警察員作成の昭和46年12月11日付け総括捜査報告書

判決書(被告人KMに対するもの)

MYの昭和47年1月24日付け検察官に対する供述調書

「KM被告人に対する第28回公判証言速記録抄本(MYのもの)」

- 「KM 被告人に対する第 29 回公判証言速記録抄本 (MY のもの)」
21 「第 3 次破防法裁判第 55 回公判証言速記録抄本 (KR のもの)」
22 「第 3 次破防法裁判第 56 回公判証言速記録抄本 (KR のもの)」
を当審に提出している (謄本を含む。)

第 4 原決定の骨子及び本件異議申し立ての理由

1 原決定の骨子

- (1) 旧証拠の評価によっても確定判決の証拠評価に誤りがあって申立人が無罪であるとして旧証拠の信用性について主張する点は、それ自体再審の要件に該当しない主張である。
- (2) 確定判決の証拠構造に関して、OT 引当供述を基軸にしているとの主張も独自の見解に基づくもので採り得ないことは既に確定判決及び同判決が是認した第 1 審判決が説示するところから明らかである。
- (3) 所論が新規性、明白性の有無について種々主張する点を検討しても、確定判決の証拠構造が所論が前提にしているようなものとは認められないだけでなく、OT が所論指摘の前記絶対枠の範囲内しか目撃していないなどという疑いを入れる余地も認められず、その他、確定判決の本件殺人の事実認定に合理的疑いを差し挟むような点も認められない。

2 本件異議申し立ての理由

論旨は、要するに、原決定には OT 供述の信用性に関する審理不尽があり、ひいては事実誤認があって、原決定は取り消しを免れないというものである。

第 5 当裁判所の判断

当裁判所は旧証拠に弁護人提出の新証拠を併せて確定判決の事実認定を検討しても原決定には所論のような誤りはないとの結論に達した。以下補足して説明する。

- 1 旧証拠の評価のみによっても、確定判決の証拠評価に誤りがあって申立人が無罪であるとの主張について
この主張は、原決定も説示するとおり、刑訴法に照らして再審請求の要件を欠くものといわなければならない。
- 2 新証拠の新規性、明白性に関する個別的な異議申立理由について
- (1) 新証拠 (申立人の陳述書) は、旧証拠において供述していたものと同一内容であって、これに新規性が認められないことは明らかである。
- (2) 新証拠 (本件引き当たり報告書) - 1 (現場住宅地図) - 2 (現場見取図) も旧証拠そのものである
が、新証拠 (弁護人作成の報告書) を踏まえて補説する。

所論は、要するに、OT は、旧証拠である 2 . 1 4 員面で「タクシー会社の前辺りに来た時、約 30 メートル前方の米屋のシャッターに機動隊員 1 名を押し付け、鉄パイプ様の物で殴り始めた奥深山を認めた。」と供述しているが、そのタクシー会社は都民交通タクシーであるところ、当時の現場付近図面 (新証拠 - 2) によれば、都民交通タクシーと確定判決の近藤忠治方隣の梅沢米店との距離は七、八十メートルであり、新証拠 のとおり、この距離では OT が奥深山を確認することは不可能であるとして、このことから再審請求の理由として掲げられている「絶対枠」を画する「OT が最初に本件犯行現場を目撃した地点ないし時点」が、申立人の「銃を奪え」発言より後で、かつ、他の供述者より遅れて犯行現場に到着したという時点であることが証明されるという。

しかし、そもそも、新証拠 は、対象となる人物とこれを視認する者との距離のいかに視認可能性にどの程度影響するかといった点に関する弁護人による実験結果をデータ化したものであるが、

この実験結果はいわば経験則に属する一面を有していると認められるから、この新証拠が確定判決前に提出されていたとしても確定判決の事実認定に影響を及ぼすことが極めて小さいと考えられる。のみならず、OT の上記供述が「梅沢米店の前から約30メートル手前」をいわんとする趣旨であるとの原決定の説示は、その理由として指摘する事柄に照らすとともに、とりわけ OT 自身かけ足で犯行現場に近付いていたと述べ静止状態下での視認でないことを前提としたものであることに照らしても、正当であって、この供述を所論のように解することはできない（なお、原決定がその根拠として挙示する「11.14交番付近における状況図」が「11.14警察官殺害方法等状況図」の誤記であることはその説示内容に照らして明らかであって、これをもって、所論が指摘するように、原決定が本件現場と神山交番(派出所)付近とを混同している疑いがあるなどといえないことも明らかである。）

- (3) 新証拠 (IT の供述書) 及び新証拠 (AY の供述書) は、いずれもその供述者が旧証拠において供述したことの繰り返しであり、若しくは旧証拠との整合性がない点については、当時供述しなかった事情が不明であり、また、本件後約25年経過した時点における記憶が当時の記憶よりも正確である事情が全く窺えない旨原決定が正当に説示するとおりであって、証拠価値の乏しいものといわざるを得ない。

なお、所論にかんがみ、若干付言する。

ア 新証拠 について

所論は OT が2.14員面において、「一人の機動隊員が店のシャッターに押し付けられてデモ隊員1名に鉄パイプ様の物で殴り付けられていた。それより右側の道路上でも逃げる機動隊員をデモ隊員が殴りながら追い掛けて行ったが、その機動隊員は左側の方に逃げて行った。」と供述し(本件引き当たり報告書添付図面 1も同旨)ここに前者の機動隊員が中村巡查、後者の機動隊員が山口篤巡查と認められるが、原決定理由中三、2、(一)、(ロ)(38ページ以下)において要約する新証拠は、このような中村巡查のシャッターへの押し付けと山田巡查の逃走とが併存していたとの OT の供述の信用性を否定するものであるとしつつ、申立人も認める「銃を奪え」との申立人自身の発言を聞いたと共犯者が一致して供述している点につき OT はこれを供述していないことを併せ考慮すると、OT が、他の供述昔より遅れて、同発言の後に本件犯行現場に到着したこととなり、したがって、OT が目撃したのも同発言より後の状況でしかあり得ないとして、「絶対枠」の一部が証明されるという。加えて、所論は、原決定が新証拠 は中村巡查のシャッターへの押し付けと山口巡查の左方向への逃走が同時ないし相前後してあったとの趣旨を図示するなどして供述している IT の2.19検面とは整合性がないというが、この検面は OT 引当供述に基づいて捜査官により導かれたものであると主張しているから整合性がないことを指摘しても問いをもって問いに答えるようなもので問題とならず、また、原決定が25年を経過した記憶の正確性を問題とする点についても、当審提出の福島誠二立会の実況見分調書(新訂拠)(確定審において取調べのない不同意部分を新証拠とするものでそれ自体は新規性の要件を欠くものではある。)によれば、山口巡查の逃走が明らかに先行しているのであり、当審提出の渡辺富則の目撃供述(新証拠)によれば、シャッター押し付けの際山口巡查は渡辺の視野にないのであるから、IT の新供述はより整合性が高いというべきであるという。

しかしながら、原決定説示のとおり山口巡查が追い掛けられて本件交差点を左方向に逃げ、それを鉄パイプ様の物を持ったデモ隊員が追い掛けたことが関係証拠上明らかであり、また、これと中村巡查への殴打行為が時間的前後があっても連続した一連のものとして生起しているから、両者の目撃時間。順序に関して若干のずれを生じていてもほぼ同じころの出来事として述べるのが特段不自然であるとはいえない。のみならず、新証拠 によっても、中村巡查がシャッターに押し付けられて殴打されていたその際 OT が本件現場にいたことが窺われるのである。また、所論は、OT を除く全員が申立人の「銃を奪え」発言を供述しているにもかかわらず、OT が供述していない点を総合評価すべきであると強調するが、そのことは OT 引当供述が他の者に伝播踏襲されなかったことを

窺知させるものである上、新証拠 においてIT は中村巡査のシャッターへの押し付けから同巡査に対する火炎びん投げ付け、デモ隊の現場離脱の時点までを目撃したと述べながら「申立人が「銃を奪え」言ったというのは記憶がない。」と述べているのであるから、この新証拠 の存在は「銃を奪え」発言に触れるところのない OT 引当供述を始めとする OT 供述の信用性を左右するものではないと解される。

なお、新証拠 及び もその記載内容に照らしてそもそも中村巡査殺害の目撃状況を中心として証拠化したものと認められるから山口巡査の逃走状況に触れられていないからといって所論のように解することはできない。

イ 新証拠 について

所論はこの新証拠 における本件現場で AY は OT を見ていないという供述部分及び AY は現場では転倒していないという供述部分に関する原決定の説示を論難するところ、前者については、現場が緊迫した状況にあったことはその供述からも明らかであるから、AY が OT を見ていないことが同人が本件現場にいなかったことを直ちに推認させるものでないことは多言を要しないところであって明白性に欠け、また、後者については、旧証拠において既に AY の供述として存在する事柄であり、新規性に欠けることは明らかである。ちなみに、OT は、AY の鉄パイプでの殴打過程において同人は何かにつまずいて膝をついたと述べているに過ぎないから、原決定が説示するように、この供述は異なる場面における事象に関するものといえる。原決定に所論のこのような不合理な点はない。

なお、この新証拠には旧供述と異なる供述部分があり、当時この旧供述に及んだ理由につき「刑を軽くしてもらいたいということともう一つは中村巡査の死に対して責任を取ることから事実関係はどうでもよくなっていた。」、「事実関係をはっきりさせることは自分の裁判でもやらなかった。」と極めて不可解な記載がなされているところ、原決定が旧証拠の該当部分を指摘しつつこの供述変遷の合理的理由等新供述の信用性を窺わせる事情が見当たらないと説示するところは優に首肯できる。

- (4) 新証拠 (司法警察員作成の検証調書)は、昭和46年11月15日に実施された本件交差点付近からNHK下交差点に至る道路上における検証に関するものである。所論は、同調書に記載された火炎びん破裂痕の存在や機動隊との対峙状況に関する立会人である警察官の指示説明によれば、OTの2.7員面における「炎があがった地点付近で機動隊のガス弾が3発か4発位、方向の定まらないような状態でデモ隊の方向に向かって飛んできた」と記憶している。ガス弾の方が早かったか、機動隊員が燃え上がったのが早かったか記憶にない。」との付加供述が真実を語っていると認められるところ、他の共犯者、目撃者がこのような印象的かつ特徴的事実に触れていないのであるから、これによれば、本件デモ隊員の供述昔の中でOTが最も遅れて本件現場を離脱したという「絶対枠」の一部が明らかになるという。

しかし、OTの2.7員面は、その付加供述部分を含め、内容が概略的であって記憶の整理されていない状態での供述を録取したものと窺われるのに対し、本件引き当たり報告書における指示説明は、現場の状況を確認しながらした記憶喚起を前提としたもので他の証拠とも整合する内容であることに徴すれば、原決定が説示するように、OTが前記付加供述で言わんとしていたのは神山派出所付近における衝突現場の場面であると解釈することが十分可能というべきである。新証拠に明白性は認められない。

- (5) 新証拠 (弁護人作成の報告書)平成6年9月時点において弁護人の事情聴取の求めに対しOTはこれを拒否した旨の弁護人作成の報告書である。所論は、この報告書をもってしてもOT供述の信用性を左右するものではないとの原決定の判断を論難するが、当時既に証書を実質的に拒否していたのであるから、報告書記載のような事情はもとより旧証拠の信用性を左右する証拠価値を有しないものであることは原決定説示のとおりである。新証拠についても新規性、明白性は認められな

い。

(6) 当審において提出された新証拠（実験結果報告書）は、本件引き当たり報告書記載の場所における引き当たりを実地に行いその所要時間等を割り出した実験結果であるが、これと本件引き当たり報告書を対比すると、指示説明の地点の数等を踏まえてみたとき神山派出所までと同所以降の各所要時間において、この報告書の内容は明らかに不合理であり、同報告書における OT の供述が現実になされたものであるか重大な疑問が残り、ひいて OT 供述の信用性に合理的疑いが生じているなどと主張する。

しかしながら、引き当たり捜査が単なる歩行や指示説明のみに止まらず記憶喚起や現場の状況把握等種々の行動に立ってなされるものであることはいうまでもなく、のみならず説明者の指示説明方法等に対する一般的理解度という観点からみても引き当たりの前半と後半を比較すれば前半に多くの時間を要する場合のあることも十分考えられる。指示地点の多寡から所要時間の長短を問題とする所論は前提において失当というべきであり、新証拠も、OT 引当供述の信用性を左右するとは解されない。

(7) さらに、当審において提出された新証拠 ないし は、申立人の本件犯行時の服装が薄青色の背広とグレーのズボンであったことを立証しようとするものであり、所論は、これにより KR が目撃したと証言する鉄パイプで中村巡查を殴打していた「きつね色」系の服を着た男が申立人ではないことが客観的に明らかになったとし、これに取調官による誘導の存在に関する新証拠 ないし 22 を併せ考慮すれば、KR の員面中で、本件殺害現場における申立人を特定し、申立人が中村巡查を直接殴打したとしている部分は、KR が薄いクリーム色の背広上下を着た者の行動として供述したのを、取調官の誘導によりその者を申立人と結び付けたものであると認められ、その結果、この誘導による虚偽事実が OT 引当供述中の申立人が中村巡查を直接殴打したとの部分に流れ込み、それ以後の各関係者の供述調書に流れ出したことが明らかになるという。

しかしながら、申立人の服装の色が「きつね色」系ではない旨の証拠は旧証拠中にも存し、確定判決もこれを踏まえて判断しているのであるから、これらの新証拠は、確定判決前に提出されていたとしても確定判決の事実認定に影響を及ぼすことの小さい証拠と考えられる。のみならず、確定判決もその理由中第二、三、1、(一)(4)(62 ページ以下)において説示するとおり、KR は、所論指摘の員面において申立人を服装のみで特定したかのような供述をしているが、同じ員面のその供述箇所より前の箇所では、申立人が鉄パイプで機動隊員の頭部等殴っており、かすれた異様な声で「殺せ、殺せ。」と叫んでいた旨供述しているところ、KR は、本件当日中野駅において申立人の防衛隊を命ぜられ、以後神山派出所付近まで申立人に近接して行動しそのアジ演説等を聞く機会があったのであって、その証言においても申立人を特定する根拠として服装のほかその声を挙げているのである。また、原決定も説示するとおり、KR は、申立て人の服装に関する他の人間の記憶との相違を指摘されながらもその訂正を求められなかった旨証言しており、服装に関してすら誘導の形跡は認められない。したがって、申立人の服装が「きつね色」系ではないことの解明を中心とする上記新証拠が、中村巡查殴打の際の申立人の特定に関する KR 供述の任意性や信用性を左右するとは解されない。

3 以上によれば、OT 引当供述の信用性を弾劾するとして提出のあった前記各新証拠については、いずれもこれを個別に検討した結果、その新規性若しくは明白性を認めることができないというべきである。のみならず、確定判決の証拠構造に関して、確定判決が OT の 2 . 17 検面、OT の引当供述及び 2 . 14 員面を基軸としているとの所論が、独自の见解に基づくものであって採り得ないことは、確定判決及び確定判決が是認した第 1 審判決（昭和 52 年 1 月 14 日付け決定を含む）が説示するところから明らかである。

とりわけ、原決定が説示するように、KR、IT、AY が、OT 引当供述がなされるまでに、申立人が

中村巡査を取り囲むなどして本件殺人に関与していたこと等を明確に供述しているのであるから、この一事をもってしても、同証拠構造に関する所論は採用できない。

なお、所論は、原決定が、「KR、IT、AYは、OT引当たり当供述までに、既に、申立人が直接殴打等したかはともかく、中村巡査を囲むなどして本件殺人に関与していたことを明確に供述している。」と説示する点を捉えて、本件再審で解明されるべき重要な事項は確定判決が申立人を殴打の実行行為者と認定した点のいかにあり、その唯一の根拠となっている共犯者供述がOT引当供述を決定的契機として作出されたという証拠構造を主張しているのであるから、原決定の「申立人が直接殴打等したかはともかく」との説示は、争点の核心の把握において明らかな誤りを犯しており、原決定には理由不備又は、理由齟齬があるという。

しかし、原決定は、OT引当供述が行われた時点以前にKRらが既に申立人に現場共謀の存在を窺わせる事情があったとの供述に及んでいる趣旨を説示していると理解できる。そして、この説示はこのような供述が既になされていることに意義があることを強調しているのもあって、もとよりこの説示は正当である。所論のような見方は当たらない。

また、所論は、いわゆる白鳥決定及び財田川決定における証拠の「明白性」についての判断を基礎として、本件において、OT及び平松卓也（本件引き当たり報告書の作成者）の証人尋問という事実の取調べを行えば、本件につき、申立人に対して無罪を言い渡すことがより明確になるのであるから、このような場合に、事実調べを行わないことは、裁判所の裁量権の逸脱、濫用として許されないといわなければならない、ひいては「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を無視することとなるという。

しかしながら、これまで検討したとおり、OT引当供述の信用性に疑いを差し挟む余地がなく、また、本件引き当たり報告書の作成経緯に疑義がないことも明らかであって、要するに、本件新証拠と旧証拠とを総合的に検討しても確定判決における事実認定につき合理的な疑いが生じているものとは解されないものであるから、本件において「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が問題となる余地はないというべきである。

その他所論が種々主張するところを検討しても原決定には所論のような誤りはない。

論旨はすべて採用できない。

第6 よって、本件異議の申立ては理由がないから、刑訴法428条3項、426条1項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成16年1月19日
東京高等裁判所第12刑事部
裁判長裁判官 河 辺 義 正
裁判官 小 坂 敏 幸
裁判官 金 子 武

これは謄本である。

平成16年1月19日
東京高等裁判所第12刑事部
裁判所書記官 小林 力